

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 30 年 6 月 18 日、午後 2 時頃、木更津市高柳 4286 番 2 地先で発生した物損事故。 本市所有の軽貨物車が、相手方所有のガードレールに接触し、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	木更津市富士見一丁目 2 番 1 号 木更津市 市長 渡辺芳邦
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、95,679 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成 30 年 8 月 20 日

平成 30 年 8 月 31 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦